

中 期 経 営 計 画

(平成26年度～平成28年度)

公益社団法人埼玉県農林公社

公益社団法人埼玉県農林公社中期経営計画

平成26年 5月30日

公益社団法人埼玉県農林公社

1 計画期間

平成26年度～平成28年度

2 経営方針

(1) 基本的な考え方

公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）は、県の農林施策展開の一翼を担い、発足以来、本県農林業の発展に大きく寄与してきた。

今後とも公社がその機能を評価され、役割を果たしていくためには、農林業を取り巻く情勢に柔軟かつ的確に対応するとともに、効率的、計画的な事業展開により健全な経営を確立することが不可欠である。

公社は、公益法人制度改革への対応として、平成25年4月に「公益社団法人」へ移行したことから、これまで以上に県、市町村及び関係団体と緊密な連携を図りながら公益目的事業及び同事業の推進に資するための収益事業に積極的に取り組む必要がある。

このため、中期経営計画を策定し、取組の方向を明らかにするとともに目標達成に向けて積極的に行動していくものとする。

(2) 取組の方向

ア 県の施策を現場で実践・支援

収益力ある魅力的な産業としての農林業を確立し、県民が農林業・農山村に親しみ生活に活かす活動を推進する「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」の目標達成を支援するための取組を、地域農林業の現場で実践・実証していく。

イ 効率的・効果的な事業執行による健全経営の実現

職員一人一人が経営感覚を身につけるとともに、知識・経験豊富な職員の再雇用を含めて職員の計画的採用による技術の継承・向上を図り、業務の変化に対応した持続性のある組織体制を整備する。

また、収益事業の展開による自主財源の確保などにより健全経営の実現を目指していく。

ウ 時代の潮流や県民ニーズを踏まえた事業展開

地域農林業を取り巻く状況を的確に把握しつつ新たな施策を積極的に導入するとともに、全ての事業について定期的に事業効果を検証し、時代の潮流や県民のニーズに適合した事業の展開を図る。

3 経営目標

中期計画の経営目標は、次に掲げる5項目とする。

- (1) 担い手への農地集積の加速化
- (2) 農業振興支援と担い手の育成
- (3) 森林整備の推進と担い手の育成
- (4) 指定管理業務の効率的実施
- (5) 収益事業の展開

経営指標

①担い手への農地集積面積	1,200ha／3年間〔－ha〕
②新規参入就農者数	36人／3年間〔12人〕
③分収林の整備面積	1,360ha／3年間〔301ha〕
④受託育成事業収入（種苗センター）	5,000万円／平成28年度〔4,106万円〕
⑤農産物直売所収入（農林公園）	930万円／平成28年度〔819万円〕

※ 〔 〕内は基準年（平成25年度）の実績値

4 実施方策

(1) 担い手への農地の集積の加速化

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、県から農地中間管理機構の指定を受け、担い手への農地集積と合理的な土地利用の実現を支援する。

併せて、公社営土地改良事業や公社営埼玉型ほ場整備などにより農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を推進する。

主要指標：担い手への農地集積面積

現状（25年度）－ ha → 目標（3年間）1,200 ha

主要指標：公社営土地改良事業実施地区数

現状（25年度）3地区 → 目標（各年度）3地区

(2) 農業振興支援と担い手の育成

ア 営農支援事業の展開

(ア) 水稻などの種子更新の促進を支援するため、優良種子の生産に取り組む。

(イ) 農業経営の合理化、規模拡大を支援するため、農地の畦畔除去や農作業の受託を推進する。

(ウ) 公社の種苗生産機能、農作業請負機能を活かし景観形成作物、農業用施設の維持管理などの作業受託に取り組む。

主要指標：農作業受託面積

現状（25年度）38 ha → 目標（28年度）64 ha

イ 見沼田圃内の公有地化農地の保全と活用

(ア) 公社が見沼田圃内に保有する農地の担い手への売渡しを推進する。

(イ) 県が見沼田圃内に保有する公有地化農地の管理を受託するとともに、その一部を就農予備校研修農地や農業体験農園、県民ふれあい農園などとして有効に活用する。

(ウ) 公社が管理する見沼田圃内の農地を活用し、都市住民との交流イベントの開催などを通じて県民の農業理解を促進する。

主要指標：公有地を活用した農業体験等の実施回数
現状（25年度）10回→目標（各年度）12回

ウ 新規就農者の確保・青年農業者の育成

(ア) 「埼玉県青年農業者等育成センター」としての機能を発揮し、新規就農に関する総合的な相談窓口の設置、就農予備校の開設、農地を始めとする農業経営基盤の確保に向けた実践的研修の実施、及び農業法人等への就職斡旋などにより、新規就農者の確保に努める。

(イ) 次代の本県農業を担う青年農業者の経営改善に資するよう、海外研修、配偶者対策、組織活動支援などを実施する。

主要指標：就農予備校等の受講生数
現状（25年度）62人→目標（各年度）70人

(3) 森林整備の推進と担い手の育成

ア 分収林の整備

(ア) 農林公社が土地所有者との分収林契約のもとで実施する社営林において、県が策定した「埼玉県農林公社経営改革プラン」に沿って、収

益の確保※1を目指すとともに、コスト削減※2を進めながら適切な森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の維持増進及び森林資源の充実を図る。

※1 主な収益確保策

- ・間伐材を搬出して販売する「収入間伐」の推進
- ・既契約分収林の分収割合変更の推進
- ・純収益分収方式による事業リスクの軽減（平成16年度以降の新規造林分から）

※2 主なコスト削減策（造林・保育作業の省力化・簡素化）

- ・植栽本数の見直し（3,200本/ha → 1,500本/ha）
- ・さし木ポット苗の導入による植栽コストの縮減
- ・低コスト獣害防止ネットの導入
- ・直営による森林作業道の開設
- ・補助金の積極的導入

（イ）造林については、県産木材の利用を拡大し、県内の高齢化した人工林の伐採・再造林を促進するという県の方針に鑑み、採算性を検討したうえで伐採跡地での再造林を進める。

主要指標：収入間伐の実施箇所数

現状（25年度）1箇所→目標（各年度）1箇所以上

※ 収入間伐の対象となる林齢に達する社営林は毎年数箇所見込めるが、そのうち少なくとも1箇所以上は試験的な収入間伐を実施する。

イ 県営林等の整備

（ア）県から県営林の管理を受託し、林齢などを考慮した適切な施業を実施することにより、森林の公益的機能の維持増進及び森林資源の充実を図る。

（イ）公社が有する技術力やノウハウを活かし、森林の管理、調査・測量、評価などの業務を積極的に受託するとともに、企業・団体等が社会貢献として行う森づくり活動を支援する。

主要指標：企業団体の森活動回数

現状（25年度）37回→目標（各年度）45回

ウ 担い手の育成

- (ア) 林業労働力を確保するため、森林の仕事ガイダンスなどの就労相談を行うとともに、林業事業体の雇用管理の改善及び事業の合理化に資するための研修などを実施する。
- (イ) 林業就業者の技術向上を図るため、高性能林業機械の操作研修などを実施する。

主要指標：林業事業体の新規就業者数
現状（25年度）13人 → 目標（各年度）15人

(4) 指定管理業務の効率的実施

ア 農林公園

- (ア) 県民の農林業に対する理解促進
県内で生産される野菜や果樹などを栽培展示するとともに、農作物の収穫体験、林業体験、料理・木工教室など体験型・参加型の学習事業を充実させ、県民の農林業理解を促進する。
- (イ) 農林業研修機会の提供
農林業者の資質の向上を図るため、新たに育成された品種や開発された技術などの研修や、農業用機械の操作技術講習など実践的な研修の場を提供する。
- (ウ) サービスの向上と施設の適切な管理
農産物直売所や食堂などの販売施設を充実するとともに、地域や団体と連携したイベントを定期的に関催するなど、利用者へのサービスの向上と入園者数の増加を図る。
また、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう園内各施設を適切に管理する。

主要指標：農林公園の入園者数
現状（25年度）49万人 → 目標（28年度）56万人

※ 農林公園の指定管理期間は、平成27年度までであるが、3年間の計画であることから、継続して管理することができた場合の目標として、平成28年度までの目標を掲げた。

イ 種苗センター

- (ア) 主穀作物の原種の生産供給
稲・麦・大豆に関する県の作付計画(品種誘導計画)の達成と高品質安定生産に寄与するため原種の生産供給を行う。
- (イ) 優良種苗の生産供給
県が開発した芳香シクラメン、梨「彩玉」などの新品種や、生産性に優れたいちご、りんどう、わけねぎのウィルスフリー苗など、優良種苗の生産供給を行う。
- (ウ) 受託育成による生産支援
農業者や産地からの申請に基づき、野菜や花の成型苗、ポット苗、接ぎ木苗などの受託育成を行い、農業経営の効率化や競争力の高い産地づくりを支援する。
- (エ) サービスの向上と施設の適切な管理
種苗の品質の向上や事故の未然防止など、利用者のニーズに的確に対応できる管理体制を整備するとともに、種苗生産施設を計画的に補修・改善するなど、効率的かつ適切な管理運営に努める。

主要指標：受託育成苗（ポット苗）の供給拡大
現状（25年度）124千ポット→ 目標（28年度）140千ポット

ウ 森林科学館

- (ア) 森林・林業に関する情報の発信
地域に残る貴重な原生林をはじめとする森林の魅力や、本県における森林・林業への取組などに関する情報を発信する。
- (イ) 地域の文化や自然とふれあう機会の提供
地域の文化や資源を活かした郷土料理や特産品づくり、県産材を利用した木工工作など、地域と連携した魅力ある体験事業や「ふれあいの森」の豊かな自然を楽しむ森林トレッキングなどを実施する。
- (ウ) サービスの向上と施設の適切な管理
利用者の意見を運営に反映させることにより、サービス向上と魅力ある施設づくりを進める。

また、森林科学館に隣接して秩父市が運営する宿泊施設や地域住民と連携し、四季折々の情報を発信するなど「地域の拠点施設」としての役割が果たせるよう適切な管理に努める。

主要指標：森林科学館の入館者数

現状（25年度）659百人→目標（28年度）720百人

エ 県民の森

（ア）森林についての学習機会の提供

自然観察会、育林体験など森林とふれあい、学ぶ様々なイベントを開催する。

（イ）森林空間での健康増進機会の提供

森の遊び、森のコンサートなどのイベントの開催やハイキングコースの紹介など、自然とのふれあいによる健康増進の機会を提供する。

（ウ）サービスの向上と森林・施設の適切な管理

森林に関わるボランティアやNPO法人など、県民参加のもと森林や広場を育成・管理するとともに、周辺の市町村や施設、関係事業者などと連携し、サービス向上と地域の活性化を図る。

主要指標：県民の森の入場者数

現状（25年度）510百人→目標（28年度）535百人

※ 県民の森の指定管理期間は、平成27年度までであるが、3年間の計画であることから、継続して管理することができた場合の目標として、平成28年度までの目標を掲げた。

（5）収益事業の展開

ア 農林公園内の農産物直売所では、県産ブランド農産物のアンテナショップ機能を強化するとともに、取扱量の拡大を図る。

イ 地域の木材を利用した新たな木材製品の開発、製作・販売などに取り組む。

主要指標：農産物直売所収入

現状（25年度）819万円→目標（28年度）930万円

5 収支計画

(単位：千円)

	科 目	25年度実績	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		金 額	金 額	25年度対比	金 額	25年度対比	金 額	25年度対比
経 常 収 益	特定資産運用収益	15,410	10,885	70.6%	10,743	69.7%	10,653	69.1%
	事業収益	1,035,803	1,229,401	118.7%	1,274,996	123.1%	1,347,633	130.1%
	受取補助金等	286,174	402,099	140.5%	392,915	137.3%	454,915	159.0%
	経常収益計	1,337,387	1,642,385	122.8%	1,678,654	125.5%	1,813,201	135.6%
経 常 費 用	事業費	1,287,593	1,631,530	126.7%	1,667,405	129.5%	1,801,752	139.9%
	管理費	11,422	9,727	85.2%	9,778	85.6%	9,874	86.4%
	経常費用計	1,299,015	1,641,257	126.3%	1,677,183	129.1%	1,811,626	139.5%
当期経常増減額		38,372	1,128	2.9%	1,471	3.8%	1,575	4.1%

※分収森林勘定振替は、経常収益に含めている。

用語解説

【3 経営指標 関係】

〔分収林〕

「土地所有者」、「造林保育を行う者」、「費用負担者」の3者、又はいずれか2者で分収契約を結び、造林・保育したのち伐採して、その収益を分け合う森林のこと。

本県の県造林・公社営林は2者の分収林契約が主である。

分収林には、造林から始める「分収造林」と生育途中の森林の保育・管理を行う「分収育林」がある。

〔受託育成〕

農家の育苗の労力軽減による規模拡大、生産物の品質向上、農業経営の合理化などを支援するため、農家が持ち込んだ種子を用いて育苗作業を受託するもの。

【4（1）実施方策－担い手への農地の集積の加速化 関係】

〔農地中間管理機構〕

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき設置されるもの。

農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の受け皿となり担い手への農地集積と集約化の加速を支援するため、次の事業を行う。

- ①農用地等について中間管理権（賃借権、使用貸借権、所有権等）を取得すること。
- ②農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うこと。
- ③農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
- ④農地中間管理権を有する農用地等の貸付を行うまでの間、当該農用地の管理を行うこと。
- ⑤①から④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

〔公社営土地改良事業〕

小規模（概ね20ha未満）の農地を対象に農林公社が事業主体となって行う土地改良事業。

〔公社営埼玉型ほ場整備〕

農作業の効率を向上させるため、農林公社が事業主体となって畦畔（「あぜ」）撤去や整地により区画拡大を行うほ場整備。

【4（2）実施方策－農業振興支援と担い手の育成 関係】

〔青年農業者等育成センター〕

就農促進に関する啓発活動、就農並びに就農後の青年農業者の活動に対する援助まで、一連の就農支援業務を行う拠点として、その役割を担っている。

〔就農予備校〕

新規就農希望者を対象とした農業の基礎及び実践的技術を習得するための研修。

〔公有地化農地〕

見沼田圃の保全・活用を目的に、県が買取り又は借り受けた農地。

〔種子更新〕

毎年の作付に当たり、主要作物種子法に基づき採種された種子を用いて生産すること。

【4（3）実施方策－森林整備と担い手の育成 関係】

〔純収益分収方式〕

立木販売時に販売収入から農林公社が負担した経費を控除した額を土地所有者と分け合う方式で、平成16年度から他の都道府県に先駆けて導入したもの。

〔さし木ポット苗〕

樹木の一部（枝など）を親木から切り取ってポットの土などに挿して繁殖させ、そのまま山出しする苗木のこと。裸苗に比べ、植付労力が大幅に低減されることや、活着率が高く初期成長が良いなどメリットがある。

〔林業事業体〕

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

〔作業道〕

森林作業のために林業従事者等が継続的に利用する施設。

主として林業機械（ハーベスタ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定する道路。

〔高性能林業機械〕

伐採、玉切り（3～4m程度に木材を切る作業）枝払い、積込、運搬等のうち複数の行程を処理できる林業機械の総称。

伐倒、枝払い、集積作業を行う「ハーベスタ」や簡便に架線集材ができる人工支柱を装備した「タワーヤード」などがある。

【4（4）実施方策－指定管理業務の効率的実施 関係】

〔原種〕

品種本来の特性を保持したもので、種子生産農家へ供給される「もとだね」となる種子である。

条件としては、遺伝特性の保持、病気や他品種などの混じりのないこと、発芽率や発芽後の生育が旺盛であることが重要である。